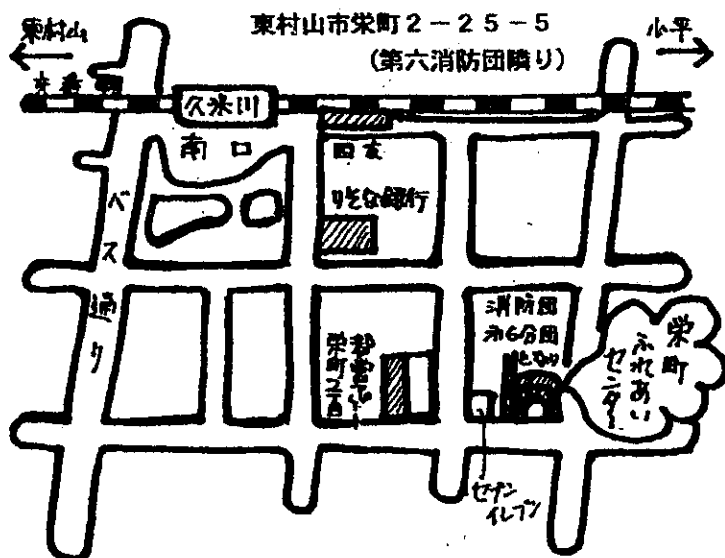


栄町ふれあいセンター 利用案内

栄町ふれあいセンターは、周辺自治会代表および近隣地域に居住する市民の無償ボランティアによる市民協議会が管理運営にあたります。こどもから、高齢者のみなさん、誰でも気軽に利用できる施設です。利用規則を守り、管理者の指示に従って、楽しくご利用ください。

栄町ふれあいセンター



栄町ふれあいセンター市民協議会

〒189-0013 東村山市栄町2-25-5

TEL 042-390-3283

FAX 042-390-3284

<栄町ふれあいセンターのご案内>

1. 施設 集会室1 (52㎡)・集会室2 (33㎡)・和室 (10畳)
 *集会室は、2室を通しての利用も可。
 *集会室では、スリッパ(上履き)をご利用ください。
2. 利用区分 ①午前 午前9時～12時30分まで
 ②午後 午後1時～5時まで
 ③夜間 午後5時30分～9時30分まで
 (小中学生のみでの利用は、午後5時まで)
 *各利用区分の30分間については、午前と午後、または午後と夜間のように、2区分継続して利用の場合のみ利用可とする。
3. 休館日 毎週月曜日と年末年始(12月28日～1月4日)
4. 利用できる方 東村山市在住、在勤、在学の方。
5. 利用申込み
 ・利用する日の2ヶ月前(栄町全域と萩山町3・4丁目に居住する方はその前日)より申込み出来る。
 (申込み開始日が休館日と重なる場合は、その前日より可)
 ・小中学生の利用は、保護者・指導者が申込む。
 ・1団体につき、1ヶ月最大8区分まで利用可。
- ①受付時間
 ・窓口 — 午前9時～午後9時まで
 ・電話 — 午前9時30分～午後9時まで
- ②手続き
 ・午前9時に窓口に来た方の中で利用希望日時・部屋が重複する場合は、重複する団体から各1名が抽選のくじをひき、その順番で申込み手続きを受付けます。
 ・電話での申込み予約は、9時30分から開始します。
 予約後、1週間以内に利用料の支払い、及び利用申込書の記入を必ず行なってください。
- ③利用料
 ・利用料の支払いは、センター窓口で行ってください。
 ・利用料金は右側ページの別表となります。
 ・利用者の都合による利用キャンセルの場合、一旦領収した利用料の返還は致しません。
- ④カラオケ
 ・カラオケの使用は休館日を除き毎日とし、午前・午後・夜間の集会室を通し利用の団体のみ可とします。
 ・センター利用申込み時に、カラオケ使用の旨を伝え、センター利用申込書に明記してください。

6. 利用にあたって
 ・カラオケ使用料は、1区分1,000円 夜間は1,200円 (午前・午後連続使用の場合は2,000円)
 ・他の利用者、近隣に迷惑にならないように使用してください。
 ・利用当日は、利用承認書を窓口に提示し、入室してください。
 ・センター内は禁煙です。(屋外灰皿をご利用ください。)
 ・センターの建物・設備等の公共物は大切に扱ってください。
 ・利用時間は準備・後片付けを含む時間です。終了時刻までに、机、椅子、その他備品は元の状態に片付けてください。
 ・一日を通して利用できるロビー等はありません。早めに来館されても、利用区分の時刻前には入室できませんので、ご注意ください。
 ・センター内で飲食される場合は事前にお申し出ください。
 ・ごみはすべてお持ち帰りください。
 ・営利を目的とした活動及び販売、政治団体が構成員を獲得するための行為、並びに宗派の布教活動等には利用できません。
 また公序良俗に反する行為など、協議会が不適当と判断する場合は利用をお断りすることがあります。
 ・駐車スペースに余裕がありませんので、障害者を除き、徒歩・自転車でおいでください。

利用料金表

	集会室1 52㎡ (30名)	集会室2 33㎡ (24名)	和室 10畳
午前 9:00～12:30	700円	400円	300円
	通し利用 900円		
午後 1:00～5:00	800円	500円	350円
	通し利用 1,050円		
夜間 5:30～9:30	800円	500円	350円
	通し利用 1,050円		

*通し利用とは、集会室1・2を同時に利用することで、2区分と数える。